

議案第41号

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年多可町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「（）」の次に「保証人及び」を加え、同条中「資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「災害援護」を削り、「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の多可町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(利率)</p> <p>第14条 資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、<u>年3パーセント</u>とする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年1パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>